

# 令和5・6年度 登別市建設工事等入札参加資格審査申請について

令和5・6年度に登別市発注の建設工事、設計、測量、地質調査及び道路清掃等の競争入札に参加を希望する方は、次の要領により申請書等を提出してください。

## 1 入札参加資格審査申請をできない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 登別市税、消費税・地方消費税を滞納している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する暴力団等の構成員を、役員（個人又は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

## 2 参加資格要件

### (1) 建設工事を希望する者

ア 申請する工種に関する建設業の許可を得てからの営業年数が2年以上あること。

イ 経営事項審査の結果通知（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を受けていること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続開始の申立てがなされている者は、手続きの開始決定後、経営事項審査を受けていること。

※ 申請する方は原則として建設業退職金共済制度に加入していることを条件としますので、共済組合が発行する加入・履行証明書の写しが必要です。

なお、独自で退職金制度を設けているところは、それらの内容の記載のある社則等の提出をお願いします。

### (2) 設計等（設計・測量・地質調査・道路清掃）を希望する者

業務の種類に応じて必要な登録を了していること。ただし、道路清掃の者は不要。

## 3 資格の有効期間

令和5年度から令和6年度の2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）。

※ 共同企業体については、結成した年度を原則とする。

#### 4 受付期間・申請方法

(1) 期 間 随時受付

(2) 申請方法 郵送とする。

ただし、市内事業者（支店又は営業所での登録を含む）に限り、持参を認めるが、申請書類等は受取のみとする。

持参する場合は期間内の9時30分から17時00分までとする。（土曜日及び日曜日、祝日を除く）

(3) 郵 送 先 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

登別市役所 総務部契約・管財グループ（本庁舎3階）

(4) 随時登録 翌月15日までに登録する。

※ 共同企業体については、当該企業体が結成された日以降に随時受付する。  
なお、有効期間は、結成した年度を原則とする。

#### 5 申請書類様式と提出方法

(1) 申請書類一覧を参照し、必要な書類を作成又は用意してください。なお、○は全員が必須の書類で、△は任意提出の書類です。

(2) 申請書は、建設工事等競争入札参加資格申請書を使用し「入札参加資格申請書類の記載方法」に基づき作成し提出してください。

(3) 書類はファイル（色は任意とする）に綴じて提出してください。また、ファイルの背表紙には「商号又は名称」を、表面には「商号又は名称」及び「所在地」を必ず記載してください。

(4) 建設工事及び測量・設計等の両方を申請する場合は、それぞれ別のファイルに綴じて提出してください。

#### 6 注意事項

(1) 修正液・修正テープによる申請書類の訂正は認めません。

(2) 申請後、競争入札等参加資格審査申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに変更届（建設工事等競争入札参加資格申請書様式11又は12）及び必要な添付書類を提出してください。また、資格の有効期間内に、工事の場合は建設業の許可や経営事項審査が、設計の場合は業務の種類に応じた登録が更新された場合は、その写しを提出してください。

(3) 入札参加資格業者としての登録は、登録期間中の指名・発注を確約するものではありません。

(4) 申請書類に不備があった場合は、市から連絡します。不備を指摘してから1か月が経過しても申請書類が整わなかった場合は、申請を不受理扱いとします。

(5) 押印は、入札参加資格審査申請書付票の使用印鑑欄のみ必要で、それ以外は不要です。  
（建設工事、設計等共通）

#### 7 問い合わせ先

お問い合わせの前には、「よくある質問」を必ず御確認いただき、解決できない場合にはお問い合わせください。

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

登別市役所 総務部契約・管財グループ（本庁舎3階）

TEL 0143-85-1184（直通）

メール [keiyaku@city.noboribetsu.lg.jp](mailto:keiyaku@city.noboribetsu.lg.jp)

## 8 申請書類一覧

次ページを参照してください。

## 申請書類一覧

書類作成の際は、この一覧、入札参加資格申請書類の記載方法及び記載例を必ず参照してください。

書類 番号	提出書類	添付要○印		書類の説明
		建設 工事	測量・ 設計等	
				<p>【工】…建設工事等競争入札参加資格申請書の様式 (入札参加資格申請書類の記載方法を参照すること)</p> <p>【市】…市の指定様式(記載例を参照すること)</p>
1	建設工事等競争入札参加資格審査申請書	○	○	【工】必要事項の記載をしてください。委任登録する場合も本店の情報を記載してください。
2	経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し	○		最新の通知書を提出してください。
3	工事(事業)経歴書	○	○	【工】建設工事の場合は直前2年度決算分を、測量・設計等の場合は1年度決算分の事業経歴書を作成してください。
4	工事経歴書集計表	○		【工】工事(事業)経歴書に基づき作成してください。
5	技術者名簿	○	○	【工】道内の本店、支店、営業所等に勤務する技術者について令和6年1月1日現在で作成してください。また、書類番号10又は11の申請書付票に記載する技術者数と一致しているかを確認してください。
6	代表者身分証明書(個人事業主のみ、市町村発行のもの) 【原本】	○	○	申請時3か月以内のものを提出してください。本籍地の市区町村に発行を依頼してください。
7	登記事項証明書(法人のみ) 【写し可】	○	○	申請時3か月以内のものを提出してください。法務局に発行を依頼してください。
8	許可・登録証明書 【写し可】	○	○	最新の許可・登録証明書を提出してください。
9	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し	○		申請する方は原則として建設業退職金共済制度に加入していることを条件としますので、共済組合が発行する加入・履行証明書の写しが必要です。なお、独自で退職金制度を設けているところは、それらの内容の記載のある社則等の提出をお願いします。
10	建設工事入札参加資格審査申請書付票	○		【工】必要事項の記載をしてください。
11	設計等入札参加資格審査申請書付票		○	【工】必要事項の記載をしてください。

書類番号	提出書類	添付要○印		書類の説明
		建設工事	測量・設計等	
				<p>【工】…建設工事等競争入札参加資格申請書の様式（入札参加資格申請書類の記載方法を参照すること）</p> <p>【市】…市の指定様式（記載例を参照すること）</p>
12	登別市税の納税証明書 【原本】	○	○	<p>令和6年1月1日以降に証明を受けたものを提出してください。新型コロナウイルス感染症の影響等により納税証明書の提出ができない場合は、徴収猶予許可通知書の写しを提出してください。</p> <p>（登別市税が課税されていなければ不要です）</p>
13	消費税及び地方消費税分の納税証明書 【写し可】	○	○	<p>所管の税務署が発行する納税証明書（その3、その3の2、その3の3）のいずれかを提出してください。新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の提出してください。</p> <p>（市内業者・市外業者のいずれも必要です）</p>
14	委任状（法人で本社（店）以外が登録する場合）	○	○	<p>【市】 必要事項の記載をしてください。</p>
15	資本的関係等に関する調書	○	○	<p><u>【市】 該当する資本的関係等がない場合も提出が必要です。</u></p>
16	財務諸表又は確定申告書 【写し可】	○	○	<p>直近の決算期のものを提出してください。</p>
17	入札参加資格審査申請書受理票（希望者のみ）	△	△	<p>【市】 受理票が必要な場合は作成してください。返信用封筒（住所宛名明記、切手貼付）が必要です。</p>
18	誓約書	○	○	<p>【市】 必要事項の記載をしてください。委任登録する場合は本店の情報を記載してください。</p>
19	市税等納付状況調査同意書	○	○	<p>【市】 必要事項の記載をしてください。委任登録する場合は本店の情報を記載してください。<u>登別市に事業所がない場合も提出が必要です。</u>入札参加業者選定時等必要に応じて調査を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。</p>
20	社員名簿	○		<p>【市】 <u>該当する社員がない場合も提出が必要です。</u></p>
21	適格請求書発行事業者の登録通知書の写し	△	△	<p>登録を受けている場合のみ提出が必要です。</p> <p><u>（登録を受けていない場合でも、申請は可能です）</u></p>